

滋賀県光化学スモッグ緊急時対策

令和7年4月

滋賀県琵琶湖環境部環境政策課

滋賀県琵琶湖環境科学研究センター

目 次

1	滋賀県光化学スモッグ対策実施要綱・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	滋賀県光化学スモッグ対策実施細則・・・・・・・・・・・・・・・・	5
3	大気汚染防止法（抜すい）・・・・・・・・・・・・・・・・	10
4	大気汚染防止法施行令（抜すい）・・・・・・・・・・・・・・・・	11
5	大気汚染防止法施行規則（抜すい）・・・・・・・・・・・・・・・・	12
6	参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	（1）光化学スモッグについて・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	（2）本県の光化学スモッグ注意報等発令状況・・・・・・・・	14
	（3）関係機関一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	18
	（4）光化学オキシダントに係る情報提供サイト・・・・・・・・	20

1 滋賀県光化学スモッグ対策実施要綱

(昭和 50 年 6 月 5 日 滋賀県告示第 275 号)

(目 的)

第 1 条 この要綱は、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 23 条の規定に基づくオキシダントにかかる緊急時における知事の措置に関して必要な事項を定めることにより、県民の健康の保護と生活環境の保全を目的とする。

(測定点)

第 2 条 オキシダントの測定は、次の場所（以下「基準測定点」という。）で行う。

№	測 定 点	所	在 地
1	堅 田 局	大津市本堅田 3-25-26	大津市立堅田中学校内
2	下 阪 本 局	大津市下阪本 4-15-12	大津市立下阪本幼稚園内
3	膳 所 局	大津市由美浜 1-1	大津市水再生センター管理棟内
4	石 山 局	大津市石山寺 3-11-20	大津市立石山小学校内
5	自排草津局	草津市草津 3-14-75	南部合同庁舎内
6	草 津 局	草津市草津町1839	県立湖南農業高等学校内
7	甲 賀 局	甲賀市水口町水口6200	甲賀合同庁舎内
8	八 幡 局	近江八幡市中村町25	近江八幡市立市民保健センター内
9	彦 根 局	彦根市西今町800	県立盲学校内
10	長 浜 局	長浜市分木町 8-5	職業訓練法人滋賀県調理短期大学校内
11	東 近 江 局	東近江市春日町 1-15	県立八日市南高等学校内
12	守 山 局	守山市守山 5-130-5	保健医療ゾーンみどりの広場内
13	高 島 局	高島市今津町南新保地先	旧今津水質自動測定局舎内

(光化学スモッグ注意報等の発令)

第 3 条 知事は、基準測定点におけるオキシダント濃度に基づき、次の区分および基準に従って光化学スモッグ注意報、同警報、同重大緊急警報を発令するものとする。

区分	発令基準
光化学スモッグ注意報	基準測定点におけるオキシダント濃度の 1 時間値が 0.12ppm 以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。
光化学スモッグ警報	基準測定点におけるオキシダント濃度の 1 時間値が 0.24ppm 以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。
光化学スモッグ重大緊急警報	基準測定点におけるオキシダント濃度の 1 時間値が 0.40ppm 以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。

(発令地域)

第4条 光化学スモッグ注意報等の発令地域および地域の範囲は、次のとおりとする。

発令地域	地域の範囲
大津市北部	大津市のうち小松、木戸、和邇、小野、葛川、伊香立、真野、真野北、堅田、仰木、仰木の里、仰木の里東および雄琴の各学区
大津市中部	大津市のうち日吉台、坂本、下阪本、唐崎、志賀、比叡平、藤尾、長等、逢坂、中央、平野、膳所、富士見、晴嵐、石山および南郷の各学区
大津市南部・草津市・栗東市	大津市のうち大石、田上、上田上、青山、瀬田、瀬田南、瀬田東および瀬田北の各学区ならびに草津市および栗東市の各全域
甲賀市・湖南市	甲賀市および湖南市の各全域
近江八幡市	近江八幡市の全域
彦根市・米原市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町	彦根市、米原市、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町の各全域
長浜市	長浜市の全域
東近江市・日野町・竜王町	東近江市、日野町および竜王町の各全域
守山市・野洲市	守山市および野洲市の各全域
高島市	高島市の全域

(発令時の措置)

第5条 知事は、光化学スモッグ注意報等を発令したときは、別表に規定する関係機関に連絡するとともに報道機関等の協力を得て一般に周知させるものとする。

2 知事は、発令の区分に応じて一般住民および工場に対して、次の事項の協力を要請するものとする。

区 分	周 知 要 請 事 項
注 意 報	(1) 幼稚園、学校、保育所等において、なるべく屋外運動を避けること。 (2) 一般にあっても屋外での過激な運動を避けること。 (3) 不要不急の自動車を使用しないこと。 (4) 大量ばい煙発生事業者は、ばい煙量等の減少措置をとるよう努めること。 (5) 揮発性有機化合物排出事業者は、揮発性有機化合物の排出量の減少措置をとるよう努めること。
警 報	(1) なるべく屋外に出ないようにすること。 (2) 自動車の使用を避け、他の交通機関を利用すること。 (3) 大量ばい煙発生事業者は、ばい煙量等の減少措置をとること。 (4) 揮発性有機化合物排出事業者は、揮発性有機化合物の排出量の減少措置をとること。
重 大 緊 急 警 報	(1) 工場、事業場は、燃焼行為を自粛すること。 (2) 自動車の通行制限を行うこと。

(被害発生状況の把握および調査)

第6条 別表に規定する関係機関は、別に定めるところにより被害発生状況を把握するとともに、必要に応じて調査等を実施するものとする。

(注意報等の解除)

第7条 知事は、基準測定点におけるオキシダント濃度および気象条件から、第3条に掲げる基準に該当しなくなった場合は、光化学スモッグ注意報等を解除するものとする。

(関係機関との連絡および協力)

第8条 知事は、この要綱の実施にあたっては、国、関係府県と連絡を密にするとともに関係市町長に対し、必要な協力を求めるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この告示は、昭和50年6月5日から施行する。

昭和53年	4月1日	一部改正
昭和54年	4月25日	一部改正
昭和55年	4月16日	一部改正
平成2年	4月27日	一部改正
平成4年	4月1日	一部改正
平成10年	5月1日	一部改正
平成11年	5月1日	一部改正
平成13年	5月1日	一部改正
平成14年	4月17日	一部改正
平成15年	4月21日	一部改正
平成16年	10月1日	一部改正
平成16年	12月22日	一部改正
平成17年	2月11日	一部改正
平成17年	4月1日	一部改正
平成18年	1月1日	一部改正
平成18年	2月13日	一部改正
平成18年	6月1日	一部改正
平成19年	12月26日	一部改正
平成20年	4月1日	一部改正
平成21年	4月1日	一部改正
平成22年	3月21日	一部改正

平成 24 年 1 月 27 日 一部改正

平成 24 年 4 月 1 日 一部改正

平成 25 年 4 月 1 日 一部改正

別表（第 5 条、第 6 条関係）

県警察本部

県教育委員会

大津市

彦根市

長浜市

近江八幡市

草津市

守山市

栗東市

甲賀市

野洲市

湖南市

高島市

東近江市

米原市

日野町

竜王町

愛荘町

豊郷町

甲良町

多賀町

2 滋賀県光化学スモッグ対策実施細則

この細則は、滋賀県光化学スモッグ対策要綱（昭和 50 年 6 月 5 日滋賀県告示第 275 号）第 9 条の規定に基づき必要な事項を定める。

第 1 条（発令地域および発令基準）

発 令 地 域	注 意 報 ・ 警 報 ・ 重 大 緊 急 警 報 の 発 令
大津市北部	堅田局が発令基準に該当したとき。
大津市中部	下阪本局、膳所局および石山局の3局のうち1局以上が発令基準に該当したとき。
大津市南部・草津市・栗東市	自排草津局、草津局の2局のうち1局以上が発令基準に該当したとき。
甲賀市・湖南市	甲賀局が発令基準に該当したとき。
近江八幡市	八幡局が発令基準に該当したとき。
彦根市・米原市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町	彦根局が発令基準に該当したとき。
長浜市	長浜局が発令基準に該当したとき。
東近江市・日野町・竜王町	東近江局が発令基準に該当したとき。
守山市・野洲市	守山局が発令基準に該当したとき。
高島市	高島局が発令基準に該当したとき。

第 2 条（発令時の連絡、周知の方法）

発令時の県民、学校、保育所等に対する連絡方法は別表 1 のとおりとする。

各機関の間の連絡は電話等で行うものとし、市役所または町役場（支所）、消防署（出張所）、警察署（交番・駐在所）から県民に対する周知は次の方法によるものとする。

区 分	周 知 方 法
注 意 報	掲示による方法
警 報 重大緊急警報	掲示および広報車の放送等による方法

第 3 条（被害発生時の把握および連絡方法）

- 被害発生時の連絡を受けた者は、直ちに次の事項を最寄りの保健所へ電話するとともに別紙様式 1 で定める「光化学スモッグによる人体被害状況受理票」に所要事項を記載のうえ、すみやかに当該保健所へ提出するものとする。

① 発生日時 ② 発生場所 ③ 被害人員 ④ 主な症状 ⑤ 処 置

- 保健所は直ちに県健康しが推進課へ連絡し、健康しが推進課は県環境政策課へ通報するものとする。

- 県環境政策課は通報を受けたときは必要に応じ関係機関へ連絡するものとする。

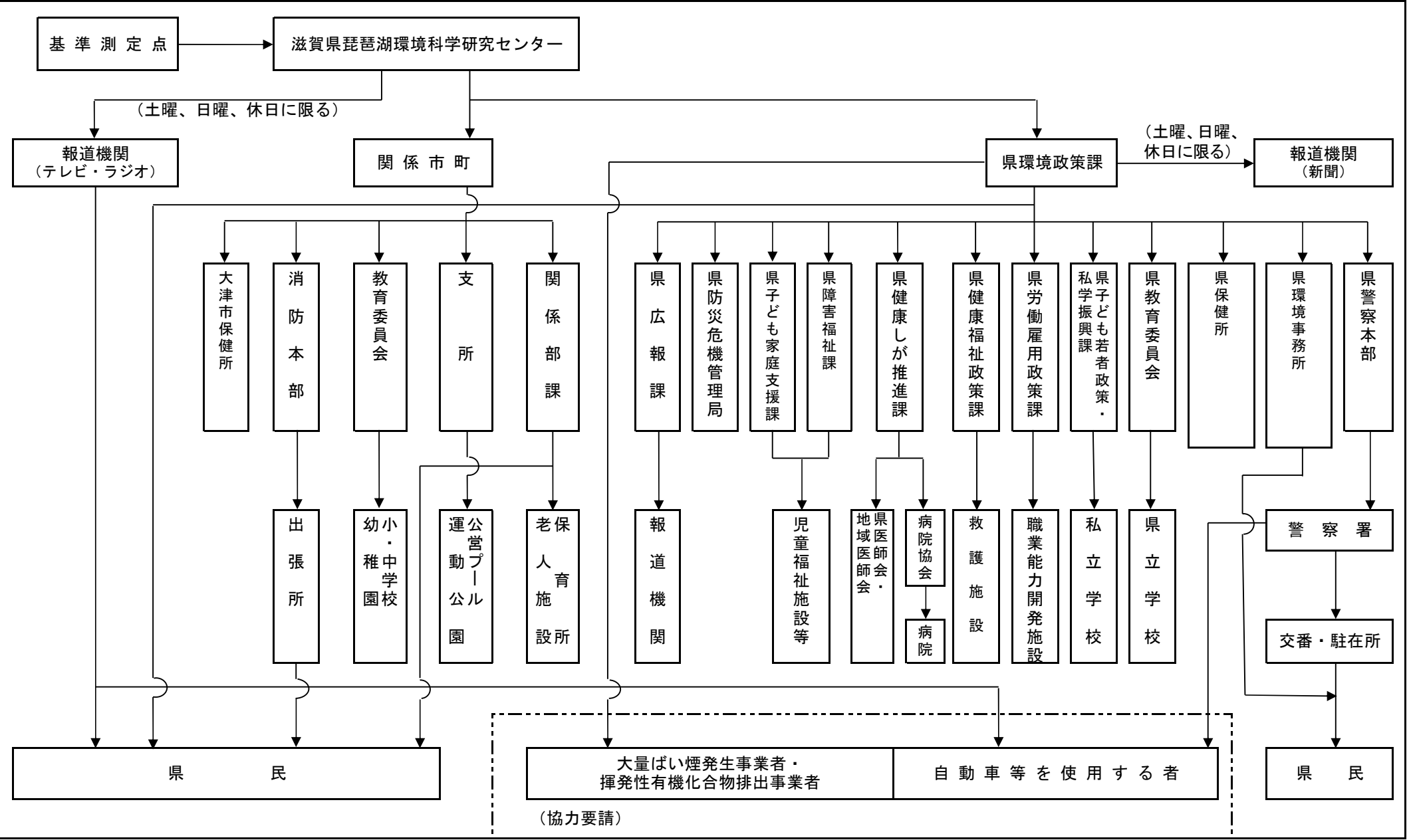
付 則

この細則は、昭和 50 年 6 月 5 日から施行する。

- 昭和 53 年 4 月 1 日 一部改正
- 昭和 54 年 4 月 25 日 一部改正
- 昭和 55 年 4 月 16 日 一部改正
- 平成 元年 4 月 19 日 一部改正
- 平成 3 年 4 月 1 日 一部改正
- 平成 4 年 4 月 1 日 一部改正
- 平成 10 年 5 月 1 日 一部改正
- 平成 11 年 5 月 1 日 一部改正
- 平成 13 年 5 月 1 日 一部改正
- 平成 14 年 5 月 1 日 一部改正
- 平成 15 年 5 月 1 日 一部改正
- 平成 17 年 4 月 1 日 一部改正
- 平成 18 年 1 月 1 日 一部改正
- 平成 18 年 6 月 1 日 一部改正
- 平成 19 年 4 月 1 日 一部改正
- 平成 20 年 4 月 1 日 一部改正

18	平成 21 年 4 月 1 日	一部改正
19	平成 22 年 3 月 21 日	一部改正
20	平成 23 年 4 月 1 日	一部改正
21	平成 23 年 5 月 30 日	一部改正
22	平成 24 年 1 月 27 日	一部改正
23	平成 24 年 4 月 1 日	一部改正
24	平成 25 年 4 月 25 日	一部改正
25	平成 26 年 4 月 1 日	一部改正
26	平成 27 年 4 月 30 日	一部改正
27	平成 28 年 4 月 1 日	一部改正
28	平成 29 年 4 月 1 日	一部改正
29	平成 29 年 4 月 1 日	一部改正
30	令和 6 年 4 月 1 日	一部改正
31	令和 7 年 4 月 1 日	一部改正

別表 1 緊急時の連絡・周知の方法



人 体 被 害 状 況 受 理 票						機 関 名 受 理 者 職氏名													
原　因	オキシダント　　　　　その他（　　　　　　　　　　　）　　　　　不明									処　　　置									
報　告　者	住　所 氏　名								報告を受けた日時 年 月 日 時 分				① 入院 ② 帰宅 ③ 休息 ④ 洗眼						
発生日月	年 月 日 時～ 時頃まで									⑤ うがい ⑥ 安静									
発生場所							所在地		市 町					⑦ 医師の手当					
被害人員	幼 児	男 女	人 人	小・中 学 生	男 女	人 人	高・大 学 生	男 女	人 人	一 般	人 人	女 人	総 計	男 女	人 人	⑧ その他			
																	計	人	
症　　狀	① 目がいたい ② 涙がでる ③ のどがいたい ④ せきがでる ⑤ 胸ぐるしい ⑥ いきぐるしい ⑦ 手足がいたい ⑧ 手足がしびれる ⑨ 頭がいたい ⑩ はきけがする ⑪ 鼻がいたい ⑫ 鼻水がでる ⑬ 声がかれる ⑭ 意識障害 ⑮ けんたい ⑯ 熱感 ⑰ 生理の状況 ⑱ その他（ ）															参 考 事 項			

光化学スモッグ注意報等発令地域一覧図



3 大気汚染防止法（昭和43年6月10日法律第97号）抜すい

（常時監視）

第22条 都道府県知事は、大気の汚染の状況を常時監視しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の常時監視の結果を環境大臣に報告しなければならない。

（緊急時の措置等）

第23条 都道府県知事は、大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合として政令で定める場合に該当する事態が発生したときは、その事態を一般に周知させるとともに、ばい煙を排出する者、揮発性有機化合物を排出し、若しくは飛散させる者又は自動車の使用者若しくは運転者であつて、当該大気の汚染をさらに著しくするおそれがあると認められるものに対し、ばい煙の排出量若しくは揮発性有機化合物の排出量若しくは飛散の量の減少又は自動車の運行の自主的制限について協力を求めなければならない。

2 都道府県知事は、気象状況の影響により大気の汚染が急激に著しくなり、人の健康又は生活環境に重大な被害が生ずる場合として政令で定める場合に該当する事態が発生したときは、当該事態がばい煙又は揮発性有機化合物に起因する場合にあつては、環境省令で定めるところにより、ばい煙排出者又は揮発性有機化合物排出者に対し、ばい煙量若しくはばい煙濃度又は揮発性有機化合物濃度の減少、ばい煙発生施設又は揮発性有機化合物排出施設の使用の制限その他必要な措置をとるべきことを命じ、当該事態が自動車排出ガスに起因する場合にあつては、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請するものとする。

4 大気汚染防止法施行令（昭和43年11月30日政令第329号）抜すい

（有害物質）

第1条 大気汚染防止法（以下「法」という。）第2条第1項第3号の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- (1) カドミウム及びその化合物
- (2) 塩素及び塩化水素
- (3) 弗素、弗化水素及び弗化珪素
- (4) 鉛及びその化合物
- (5) 窒素酸化物

（緊急時）

第11条 法第23条第1項の政令で定める場合は、別表第5の上欄に掲げる物質について、それぞれ、同表の中欄に掲げる場合に該当し、かつ、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるときとする。

2 法第23条第2項の政令で定める場合は、別表第5の上欄に掲げる物質について、それぞれ、同表の下欄に掲げる場合に該当し、かつ、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるときとする。

別表第5

硫黄酸化物	浮遊粒子状物質	一酸化炭素	二酸化窒素	オキシダント
1. 大気における含有率の1時間値（次項を除き、以下単に「1時間値」という。）100万分の0.2以上である大気の汚染の状態が3時間継続した場合 2. 1時間値100万分の0.3以上である大気の汚染の状態が2時間継続した場合 3. 1時間値100万分の0.5以上である大気の汚染の状態になった場合 4. 1時間値の48時間平均値100万分の0.15以上である大気の汚染の状態になった場合	大気における量の1時間値が1立方メートルにつき2.0ミリグラム以上である大気の汚染の状態が2時間継続した場合	1時間値100万分の30以上である大気の汚染の状態になった場合	1時間値100万分の0.5以上である大気の汚染の状態になった場合	1時間値100万分の0.12以上である大気の汚染の状態になった場合
1. 1時間値100万分の0.5以上である大気の汚染の状態が3時間継続した場合 2. 1時間値100万分の0.7以上である大気の汚染の状態が2時間継続した場合	大気における量の1時間値が1立方メートルにつき3.0ミリグラム以上である大気の汚染の状態が3時間継続した場合	1時間値100万分の50以上である大気の汚染の状態になった場合	1時間値100万分の1以上である大気の汚染の状態になった場合	1時間値100万分の0.4以上である大気の汚染の状態になった場合
備考 この表に規定する1時間値の算定に関し必要な事項並びに浮遊粒子状物質及びオキシダントの範囲は、環境省令で定める。				

5 大気汚染防止法施行規則（昭和46年6月22日厚生省・通商産業省令第1号）抜粋

（緊急時）

第17条 法第23条第2項の規定によるばい煙排出者又は揮発性有機化合物排出者に対する命令は、大気の汚染の状況、気象状況の影響、ばい煙発生施設又は揮発性有機化合物排出施設の種類及び規模等を勘案して当該措置が必要と認められる地域及びばい煙排出者又は揮発性有機化合物排出者の範囲を定めて行うものとする。

2 前項の命令は、当該命令の内容その他必要な事項を記載した文書により、当該ばい煙排出者又は揮発性有機化合物排出者に対して行うものとする。ただし、文書により行うことが著しく困難であると認められるときは、電話その他の電気通信設備を使用して行うことができる。

3 前項ただし書の方法により命令する場合にあっては、併せて当該ばい煙排出者又は揮発性有機化合物排出者が当該命令の有無及びその内容を確認できる方法を講じ、かつ、伝達しなければならない。

4 前2項の規定は、第1項の命令が緊急時の措置をとるべき期限を明示せずに行われた場合における当該命令の解除について準用する。

第18条 令別表第5の備考の環境省令で定める1時間値の算定は、次の各号に掲げる物質について、それぞれ当該各号に掲げる測定器を用いて、大気を連続して1時間吸引して行うものとする。

(1) 硫黄酸化物 溶液導電率法又は紫外線蛍光法による硫黄酸化物測定器

(2) 浮遊粒子状物質 光散乱法、圧電天びん法又はベータ線吸収法による浮遊粒子状物質濃度測定器

(3) 一酸化炭素 非分散形赤外分析計法による一酸化炭素測定器

(4) 二酸化窒素 ザルツマン試薬を用いた吸光光度法又はオゾンを用いた化学発光法による二酸化窒素測定器

(5) オキシダント 日本産業規格B7957 に定める濃度の中性燐酸塩緩衝沃化カリウム溶液を用いた吸光光度法若しくは電量法によるオキシダント測定器であって日本産業規格B7957に定める方法により校正を行ったもの又は紫外線吸収法若しくはエチレンを用いた化学発光法によるオゾン測定器

2 令別表第5の備考の環境省令で定める浮遊粒子状物質の範囲は、大気中の浮遊粒子状物質であって、その粒径がおおむね10マイクロメートル以下であるものとする。

3 令別表第5の備考の環境省令で定めるオキシダントの範囲は、大気中のオゾン、パーオキシアシルナイトレートその他沃化カリウムと反応して沃素を遊離させる酸化性物質とする。

6 参 考 資 料

(1) 光化学スモッグについて

昭和45年以来毎年、夏になると、東京・大阪などの大都市をはじめ各地で光化学スモッグ注意報等がだされ、多くの人が光化学大気汚染による健康の被害を訴えています。

本県でも昭和48年に注意報が発令されて以来、ほぼ毎年、光化学スモッグが発生しています。

○ 光化学スモッグとは

自動車および工場群がはき出す窒素酸化物(NO 、 NO_2)と炭化水素(HC)が太陽の強烈な日射をうけると、その紫外線によって光化学反応を起こし、オゾン(O_3)、その他のオキシダント(酸化性物質)を発生させ、光化学スモッグを形成します。

○ 光化学スモッグの発生は

一般に夏の日差しが強く風の弱い日に発生しやすく、晴れた日で、気温が24度以上、風速が5m/秒以下の気象状態で非常に発生しやすいとされています。

○ 光化学スモッグに対処するために

光化学スモッグの発生しやすい日には、不要不急の自動車の運転は控えるようにしてください。

また、戸外での子どもの遊び、過度の運動は行わないようにしましょう。

○ 光化学スモッグによる被害は

まず90%の人が「目がチカチカする」と訴えています。その他涙が出る、のどが痛い、頭が痛い、せきが出る、吐気をする、めまいがする、手足がしびれる等の症状がでます。

○ 光化学スモッグの被害にあったときは

目やのどの刺激だけの軽症の場合は、水道水でうがい、洗眼を行い、呼吸や脈はくに異常がないか、眼粘膜や咽頭粘膜が赤くはれていないか調べてください。(通常の場合、症状は数時間で治ります。)

目やのどの刺激だけでなく、せき、呼吸困難、意識もうろう等の重症の場合は、うがい、洗眼を行った後、安静にして医師の指示を受けてください。

○ 光化学スモッグ対策として

県では、オキシダントの常時監視を進め、オキシダント濃度が一定以上になると光化学スモッグ注意報や警報を発令して、関係機関と連携し、学校、幼稚園、保育所等に連絡するとともに一般の方々にもテレビやラジオ、メール・LINEで知らせる「しらしが」等でお知らせすることになっています。また、大量のばい煙および揮発性有機化合物排出工場に対して排出量の減少を要請し、自動車については皆様に運転の自粛をお願いするとともに交通規制を強化することで対処していきたいと考えています。

光化学スモッグについては、まだわからないことが多くあります。国や県では調査研究を重ねてその解明に努めています。もし皆様が光化学スモッグによる被害にあわれた時には、近くの保健所または県や市町の公害担当課へ連絡してください。

(2) 本県の光化学スモッグ注意報等発令状況

年月日(曜日)	発 令 時 間	発 令 地 域	オキシダント最高濃度	被害状況
16. 7. 6(火)	14時 ～18時	大津市瀬田・草津市・栗東市	0.134 (草津局)	な し
7. 24(土)	15時 ～16時	大津市中部・南部	0.130 (センター局)	な し
	15時 ～18時	大津市瀬田・草津市・栗東市	0.131 (草津局)	な し
	16時 ～18時	守山市・中主町・野洲町	0.137 (守山局)	な し
17. 6. 25(土)	14時 ～15時	長 浜 市	0.125 (長浜局)	な し
	14時 ～17時	守山市・野洲市	0.146 (守山局)	な し
	15時 ～16時	大津市北部	0.121 (堅田局)	な し
	16時 ～19時	東近江市・蒲生町・日野町・竜王町	0.142 (東近江局)	な し
6. 26(日)	15時 ～16時	長 浜 市	0.120 (長浜局)	な し
7. 15(金)	15時 ～19時	守山市・野洲市	0.127 (守山局)	な し
7. 28(木)	15時 ～16時	守山市・野洲市	0.131 (守山局)	な し
7. 30(土)	15時 ～16時	長 浜 市	0.122 (長浜局)	な し
8. 5(金)	16時 ～18時	大津市北部	0.125 (堅田局)	な し
9. 3(土)	16時 ～17時	長 浜 市	0.123 (長浜局)	な し
18. 5. 31(水)	15時 ～18時	近江八幡市・安土町	0.143 (八幡局)	な し
	15時 ～17時	彦根市	0.150 (彦根局)	な し
	15時 ～18時	東近江市・日野町・竜王町	0.138 (東近江局)	な し
	16時 ～18時	大津市中部・南部	0.120 (下阪本局)	な し
	16時 ～18時	大津市瀬田・草津市・栗東市	0.144 (草津局)	な し
	16時 ～18時	守山市・野洲市	0.143 (守山局)	な し
6. 1(木)	13時 ～16時	彦根市	0.123 (彦根局)	な し
6. 20(火)	14時 ～19時	大津市瀬田・草津市・栗東市	0.140 (草津局)	な し
	14時 ～17時	東近江市・日野町・竜王町	0.130 (東近江局)	な し
	15時 ～18時	守山市・野洲市	0.142 (守山局)	な し
6. 21(水)	12時 ～16時	長浜市	0.141 (長浜局)	な し
	13時 ～18時	大津市瀬田・草津市・栗東市	0.140 (草津局)	な し
	13時 ～18時	守山市・野洲市	0.140 (守山局)	な し
	13時 ～17時	東近江市・日野町・竜王町	0.143 (東近江局)	な し
	13時 ～15時	彦根市	0.148 (彦根局)	な し
	13時 ～18時	近江八幡市・安土町	0.151 (八幡局)	な し
8. 4(金)	14時 ～17時	大津市瀬田・草津市・栗東市	0.134 (草津局)	な し
	15時 ～17時	大津市中部・南部	0.120 (下阪本局)	な し
	15時 ～17時	守山市・野洲市	0.131 (守山局)	な し
8. 10(木)	16時 ～17時	大津市瀬田・草津市・栗東市	0.134 (草津局)	な し
	16時 ～17時	大津市中部・南部	0.120 (膳所局)	な し

年月日（曜日）	発 令 時 間	発 令 地 域	オキシダント最高濃度	被害状況
19. 5. 9(水)	14時 ～17時	長 浜 市	0.130 （長浜局）	な し
	15時10分～18時	近江八幡市・安土町	0.135 （八幡局）	な し
	15時10分～17時	彦 根 市	0.127 （彦根局）	な し
	15時10分～17時	東近江市・日野町・竜王町	0.122 （東近江局）	な し
	16時 ～18時	大津市北部	0.130 （堅田局）	な し
	16時 ～18時	守山市・野洲市	0.130 （守山局）	な し
6. 21(木)	16時 ～18時	長 浜 市	0.120 （長浜局）	な し
6. 28(木)	14時 ～17時	大津市瀬田・草津市・栗東市	0.125 （草津局）	な し
7. 25(水)	14時 ～18時	大津市中部・南部	0.122 （下坂本・膳所・石山局）	な し
	14時 ～19時	大津市瀬田・草津市・栗東市	0.156 （草津局）	な し
	15時 ～17時10分	長 浜 市	0.127 （長浜局）	な し
	15時 ～19時	守山市・野洲市	0.125 （守山局）	な し
	17時10分～18時	近江八幡市・安土町	0.120 （八幡局）	な し
	17時10分～18時	彦 根 市	0.125 （彦根局）	な し
7. 28(土)	12時 ～15時	大津市瀬田・草津市・栗東市	0.124 （草津局）	な し
	14時 ～15時	守山市・野洲市	0.123 （守山局）	な し
20. 5. 22(木)	14時 ～17時	守山市・野洲市	0.130 （守山局）	な し
	15時 ～17時	近江八幡市・安土町	0.130 （八幡局）	な し
	15時 ～17時	大津市北部	0.124 （堅田局）	な し
	15時 ～19時	高島市	0.130 （高島局）	な し
	16時 ～18時	東近江市・日野町・竜王町	0.131 （東近江局）	な し
7. 4(金)	16時 ～19時	長浜市	0.128 （長浜局）	な し
	17時 ～18時	高島市	0.124 （高島局）	な し
21. 5. 12(火)	14時 ～16時	長浜市	0.126 （長浜局）	な し
	15時10分～16時	高島市	0.121 （高島局）	な し
5. 20(水)	15時 ～16時	守山市・野洲市	0.126 （守山局）	な し
5. 21(木)	14時 ～17時	長浜市	0.129 （長浜局）	な し
6. 2(火)	16時 ～18時	東近江市・日野町・竜王町	0.129 （東近江局）	な し
6. 12(金)	15時 ～18時	長浜市	0.130 （長浜局）	な し
	17時 ～18時	高島市	0.127 （高島局）	な し
6. 26(金)	17時 ～19時	守山市・野洲市	0.130 （守山局）	な し
22. 5. 21(金)	15時 ～17時	大津市瀬田・草津市・栗東市	0.125 （草津局）	な し
6. 17(木)	16時 ～17時	大津市瀬田・草津市・栗東市	0.145 （草津局）	な し
8. 24(火)	14時 ～17時10分	大津市北部	0.122 （堅田局）	な し
	14時 ～17時30分	大津市中部・南部	0.136 （膳所局）	な し
	15時 ～17時10分	大津市瀬田・草津市・栗東市	0.124 （草津局）	な し
	15時 ～17時10分	守山市・野洲市	0.126 （守山局）	な し

年月日（曜日）	発 令 時 間	発 令 地 域	オキシダント最高濃度	被害状況
9. 11(土)	13時 ～14時	大津市中部・南部	0. 127 （膳所局）	な し
23. 8. 10(金)	15時 ～17時	高島市	0. 123 （高島局）	な し
25. 8. 9(金)	14時10分～17時	守山市・野洲市	0. 125 （守山局）	な し
8. 9(金)	15時 ～17時	東近江市・日野町・竜王町	0. 125 （東近江局）	な し
8. 9(金)	15時 ～18時	大津市中部	0. 128 （下坂本局）	な し
8. 9(金)	16時 ～17時	甲賀市・湖南市	0. 121 （甲賀局）	な し
8. 10(土)	13時 ～16時	大津市中部	0. 127 （下坂本局）	な し
8. 10(土)	14時 ～15時	守山市・野洲市	0. 129 （守山局）	な し
8. 29(木)	14時 ～15時	守山市・野洲市	0. 128 （守山局）	な し
28. 5. 24(火)	15時 ～16時30分	大津市南部・草津市・栗東市	0. 121 （自排草津局）	な し
29. 5. 20(土)	15時 ～18時	守山市・野洲市	0. 128 （守山局）	な し
5. 20(土)	16時 ～19時	大津市北部	0. 131 （堅田局）	な し
5. 20(土)	16時 ～19時	大津市中部	0. 129 （下坂本局）	な し
5. 20(土)	17時 ～19時	大津市南部・草津市・栗東市	0. 127 （自排草津局）	な し
5. 29(月)	17時 ～18時	長浜市	0. 123 （長浜局）	な し
令和元. 5. 25(土)	14時 ～19時10分	長浜市	0. 125 （長浜局）	な し
5. 25(土)	16時 ～19時10分	彦根市・米原市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町	0. 121 （彦根局）	な し
5. 25(土)	17時 ～18時	守山市・野洲市	0. 122 （守山局）	な し
5. 25(土)	17時 ～19時10分	高島市	0. 131 （高島局）	な し
5. 26(日)	15時 ～17時	大津市南部・草津市・栗東市	0. 120 （自排草津局）	な し
令和5. 5. 17(水)	15時 ～18時	大津市南部・草津市・栗東市	0. 128 （草津局） （自排草津局）	な し
5. 17(水)	16時 ～18時	大津市中部	0. 124 （下坂本局）	な し

- 注) 1 甲西局、皇子山局は、昭和 54 年度全国高等学校総合体育大会期間中における臨時局です。
- 2 平成 4 年度から湖南北部地域、湖東中部地域を新たに追加。これまでの八幡地域は地域拡大し八幡・安土地域とした。
- 3 平成 11 年度に発令地域の名称を変更。
- 4 平成 14 年度に発令地域の名称「大津市瀬田・草津市・栗東町」を「大津市瀬田・草津市・栗東市」に変更。
- 5 平成 15 年度に測定点「栗東局」を「自排草津局」に変更。測定点の名称「水口局」を「自排水口局」に変更。
- 6 平成 16 年度に発令地域の名称「石部町・甲西町・水口町」を「甲賀市・湖南市」に、「守山市・中主町・野洲町」を「守山市・湖南市」に、「八日市市・蒲生町・日野町・竜王町」を「東近江市・蒲生町・日野町・竜王町」に変更。
- 測定点「センター局」を「下阪本局」および「石山局」に変更し、測定点の名称「八日市局」を「東近江局」に変更。
- 7 平成 17 年度に発令地域の名称「東近江市・蒲生町・日野町・竜王町」を「東近江市・日野町・竜王町」に変更。
- 8 平成 18 年度に測定点「膳所局」を設置。
- 9 平成 20 年度に測定点「高島局」を設置。
- 10 平成 22 年度に発令地域の名称「近江八幡市・安土町」を「近江八幡市」に変更。
- 11 平成 23 年度に発令地域を全県に変更。
- 12 平成 24 年度に「自排水口局」を廃止し、「甲賀局」を設置。
- 13 本県では、警報および重大緊急警報を発令したことはありません（重大緊急警報は全国的にも発令がありません）。

(3) 関係機関一覧

機 関 名 (担 当 部 課)	所 在 地	電 話 番 号
滋賀県琵琶湖環境部 (環 境 政 策 課)	大津市京町四丁目1-1	077-528-3357
〃 健康医療福祉部 (健 康 福 祉 政 策 課)	〃	077-528-3513
〃 〃 (健 康 し が 推 進 課)	〃	077-528-3655
〃 〃 (障 害 福 祉 課)	〃	077-528-3544
〃 子ども若者部 (子 ど も 家 庭 支 援 課)	〃	077-528-3551
〃 〃 (子 ど も 若 者 政 策 ・ 私 学 振 興 課)	〃	077-528-3271
〃 商工観光労働部 (労 働 雇 用 政 策 課)	〃	077-528-3755
〃 知 事 公 室 (広 報 課)	〃	077-528-3043
〃 〃 (防 災 危 機 管 理 局)	〃	077-528-3435
南部環境事務所	草津市草津三丁目14-75	077-567-5444
甲賀環境事務所	甲賀市水口町水口6200	0748-63-6134
東近江環境事務所	東近江市八日市緑町7-23	0748-22-7758
湖東環境事務所	彦根市元町4-1	0749-27-2255
湖北環境事務所	長浜市平方町1152-2	0749-65-6650
高島環境事務所	高島市今津町今津1758	0740-22-6066
琵琶湖環境科学研究センター (大気圏係)	大津市柳が崎5-34	077-526-4730
大津市保健所	大津市浜大津四丁目1-1	077-522-6755
南部健康福祉事務所〔草津保健所〕	草津市草津三丁目14-75	077-562-9044
甲賀健康福祉事務所〔甲賀保健所〕	甲賀市水口町水口6200	0748-63-6147
東近江健康福祉事務所〔東近江保健所〕	東近江市八日市緑町8-22	0748-22-7290
湖東健康福祉事務所〔彦根保健所〕	彦根市和田町41	0749-21-0283
湖北健康福祉事務所〔長浜保健所〕	長浜市平方町1152-2	0749-65-6662
高島健康福祉事務所〔高島保健所〕	高島市今津町今津448-45	0740-22-3552
滋賀県教育委員会 (保 健 体 育 課)	大津市京町四丁目1-1	077-528-4614
滋賀県警察本部 (交 通 規 制 課)	大津市打出浜1-10	077-522-1231
大 津 市 (環 境 政 策 課)	大津市御陵町3-1	077-528-2735
彦 根 市 (生 活 環 境 課)	彦根市元町4-2	0749-30-6116
長 浜 市 (環 境 保 全 課)	長浜市八幡東町632	0749-65-6513
近 江 八 幡 市 (環 境 政 策 課)	近江八幡市桜宮町236	0748-36-5593
草 津 市 (環 境 政 策 課)	草津市草津3-13-30	077-561-2341
守 山 市 (環 境 政 策 課)	守山市環境学習都市宣言記念公園1番地1	077-584-4691

機 関 名（担 当 部 課）			所 在 地	電 話 番 号
栗	東	市（環 境 政 策 課）	栗東市安養寺1-13-33	077-551-0336
甲	賀	市（生 活 環 境 課）	甲賀市水口町水口6053番地	0748-69-2145
野	洲	市（環 境 課）	野洲市小篠原2100番地1	077-587-6003
湖	南	市（環 境 政 策 課）	湖南市中央1-1	0748-71-2326
高	島	市（環 境 政 策 課）	高島市新旭町北畑565	0740-25-8123
東	近 江	市（生 活 環 境 課）	東近江市八日市緑町10-5	0748-24-5633
米	原	市（環 境 政 策 課）	米原市米原1016	0749-53-5112
日	野	町（交 通 環 境 政 策 課）	蒲生郡日野町河原1-1	0748-52-6578
竜	王	町（生 活 安 全 課）	蒲生郡竜王町小口3	0748-58-3703
愛	荘	町（くらし安全環境課）	愛知郡愛荘町愛知川72	0749-42-7699
豊	郷	町（住 民 生 活 課）	犬上郡豊郷町大字石畑375	0749-35-8115
甲	良	町（住 民 人 権 課）	犬上郡甲良町大字在士353-1	0749-38-5063
多	賀	町（産 業 環 境 課）	犬上郡多賀町大字多賀324	0749-48-8118
京	都	府（環 境 管 理 課）	京都市上京区下立売通新町町西入 藪ノ内町	075-414-4709

(4) 光化学オキシダントに係る情報提供サイト

1 しらせる滋賀情報サービス “しらしが”

県内の防災・防犯等の身の回りの危険に関する情報をメール・LINEで配信するサービスです。光化学スモッグ注意報等が発令・解除されたときに配信されます。

- 滋賀県HP しらが（しらせる滋賀情報サービス）ご案内
： <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/ict/306374.html>
- しらがメール
： <https://www.pref.shiga-info.jp>
- しらがLINE
： <https://www.pref.shiga-info.jp/ShiraLineWeb/service/index>

2 滋賀県ホームページ

光化学スモッグ注意報等が発令されたときは、県ホームページのトップサイトの「県政eしんぶん」の「お知らせ」に掲載します。

- 滋賀県HP : <https://www.pref.shiga.lg.jp>

3 滋賀県大気常時監視情報

光化学スモッグ注意報等発令状況のほか、県内の測定局で常時監視している大気汚染物質の測定結果をリアルタイムで確認することができます。

- 滋賀県大気常時監視情報 : <https://shiga-taiki.jp>

4 滋賀県琵琶湖環境科学研究センター “光化学スモッグ情報”

県内のこれまでの光化学スモッグ注意報発令状況等を知ることができます。

- 滋賀県琵琶湖環境科学研究センターHP 光化学スモッグ情報
： <https://www.lberi.jp/learn/atmosphere/smog>

5 環境省大気汚染物質広域監視システム “そらまめくん”

“そらまめくん”は全国の大気汚染の状況をリアルタイムで提供するウェブサイトで、各都道府県の大気汚染物質広域監視システム（発令区域、発令種類、発令時刻、解除時刻、対象市町村等）を知ることができます。

- そらまめくん : <https://soramame.env.go.jp>